

不適切文書作成に関する調査特別委員会

< 7 月 19 日 >

平成30年石岡市議会

不適切文書作成に関する調査特別委員会会議録

平成30年7月19日（木曜日）午前10時00分開会

出席委員 9名

委員長	山本進君	委員	石橋保卓君
副委員長	関口忠男君	委員	川井幸一君
委員	村上泰道君	委員	大和田寛樹君
委員	谷田川泰君	委員	新田茜君
委員	勝村孝行君		

欠席委員 0名

議会事務局職員出席者

局長	鈴木幸治君	課長補佐	木崎憲一君
庶務議事課長	中山善正君	主任	塚本志保君

平成30年7月19日（木曜日）

午前10時00分開会

○委員長（山本進君） おはようございます。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより不適切文書作成に関する調査特別委員会を開会いたします。

この際、議題に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

大槻勝男委員から、平成30年7月11日付で不適切文書作成に関する調査特別委員会委員を辞任したい旨の申し出が議長にあり、翌7月12日付で議長による承認がなされましたので、ご報告申し上げます。

改めまして、本日の議題につきましては、今後の委員会の進め方について及びその他であります。

初めに、私から一言、皆様にご挨拶申し上げます。

当委員会は、去る平成30年6月22日、第2回石岡市議会定例会の閉会日におきまして、「不適切な文書が作成され特定の議員及び特定の市民に提供されたことに関する、一連の事務処理及びそれに至った経緯の調査」を付議事件として設置がなされました。当委員会の運営につきましては、関口副委員長のお力添えと委員の皆様のご協力をいただきながら進めてまいりたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、今後の委員会の進め方についてでございますが、ただいまからお時間をいただきまして、各委員の共通認識を図る意味で、地方自治法第100条に基づく調査権について、事務局から説明いたさせ、説明終了後に具体的な協議に入っていきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、事務局に説明を求めます。

庶務議事課長・中山君。

○庶務議事課長（中山善正君） それでは、事務局から、地方自治法100条に基づく調査権につきまして、資料に基づきまして説明をさせていただきます。右上に資料1、資料2とございますこの2つの資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず資料1のほうでございますけれども、こちらは地方自治法100条に関する部分の抜粋でございます。100条といたしましては、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができるというふうに規定してございます。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができるというところでございます。

その第2項におきましては、議会において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査のための選挙人その他関係人の証言を請求する場合に、民事訴訟に関する法令の規定を、尋問に関する規定を準用するというふうに規定しているところでございます。

第3項でございますけれども、この規定によりまして、出頭または記録の提出の請求を受けた選挙人その他関係人が、正当な理由がないのに議会に出頭せず、もしくは記録を提出しないとき、または証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処するというふうに、罰則の規定がされているところでございます。

第4項におきましては、議会が、選挙人その他関係人が公務員たる地位において知り得た事実について、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申し立てを受けたときについての規定でございます。当該官公署の承認がなければ……、これは市役所になるわけでございますけれども、その承認がなければ、当該事実に関する証言または記録の提出を請求することができないという規定がされてございます。この場合においては、当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。説明というのは、明らかに理由を表明するというところでございます。そうしなければならないという規定が、第4項で規定されているところでございます。

第5項におきましては、その一連の証言が秘密に属するものであるという先ほどの申し立てを受けたときの説明をする手続でございます。議会において、その説明の理由がないというふうに認めるときには、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができるというふうに規定しております。

第6項におきましては、先ほどの規定による要求を受けた日から20日以内に声明をしないときには、証言または記録の提出をしなければいけないというふうに規定しております。

第7項におきましては、先ほど証人で、宣誓した選挙人その他関係人が虚偽の陳述をしたときは、こ

れを3か月以上5年以下の禁錮に処するというような罰則の規定がされているところでございます。

第8項で、その罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を軽減し、または免除することができるという規定がございます。

第9項におきましては、先ほどの選挙人その他関係人が罪を犯したものと認めるときは、告発をしなければいけないというような規定がされているところでございます。

第10項におきましては、議会が今回の調査を行うため、当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし、または記録の送付を求めたときは、当該団体等はその求めに応じなければならないということで、区域内の当該団体に対する調査も可能ということの規定でございます。

第11項におきましては、この調査を行うに当たってあらかじめ予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めておかなければならないと規定しておりまして、こちらについては、前回の定例会において、50万円以内ということで議決しているところでございます。

以上が100条に関する地方自治法の抜粋でございます。

資料2でございますが、100条調査権事前説明資料と題してございます。こちらについては、さらに詳細な、実際の調査に当たって規定されている事項を示した資料でございます。

まず1つ目といたしまして、所管事務調査と100条調査の違いでございます。こちらについては、100条調査と常任委員会の所管事務調査の範囲といたしましては、普通地方公共団体の事務ということで同じでございますけれども、所管事務調査においては第三者には及ばないわけでございますけれども、100条調査は第三者にも及ぶという点が違う点ということでございます。

それから、さらに所管事務調査には、証人喚問、証言、記録の提出等の強制力はございませんけれども、100条調査にはそれらの罰則規定がついているという違いがあるというところでございます。

それから、調査権の行使と会議の運営でございます。こちらにつきましては、議会が持っている調査権、この100条の調査権でございますけれども、これを行使するに当たっては、議会は調査権を発動することを議決し、一般的には調査特別委員会を設置して調査権の行使を委任することになるというところでございます。これは、本委員会が調査を委任されているという委員会でございます。

次に、検査権の併決という項目でございます。こちらは、地方自治法第98条に、議会の監視権限の1つとして検査権を規定してございます。こちらについては書面上の検査を行う権限でございますけれども、100条の調査権に比べると権限が弱いという面はございますけれども、併せて委任を受けて調査をしていくというようなことで、本委員会において今回の調査をするのに、98条についても委任を受けているところでございます。

それから、委員会の運営方針の検討でございます。委員会を今後スムーズに運営するために、今後の方針を最初に検討し、決定しておく必要があるというところでございます。それは、委員会を何回ぐらい開くことにするか、それから、会議室をどこに定めておくか、その証人の控室を決めておくことがいいというふうにされております。それから、会議室の机をどのように配置するか。それから、傍聴への対応をどのようにするか。会議の進め方をどのようにするか。スムーズな会議を今後運営していくため

に、あらかじめそれを決定した上で調査をしていくというふうにしてございます。

それから、記録の提出でございますけれども、（１）に、記録について規定しているところでございます。

それから、（２）でございますけれども、調査の必要から記録の提出を求めるときは、選挙人その他関係人であったり、それから調査事件であったりということで、そういうものを議決しまして、議長に記録提出要求書を提出するものでございます。あらかじめ委員会での議決が必要であるという規定でございます。

それを受けまして、（３）でございますけれども、議長が、記録所有者に対し記録提出要求書を送付するという流れになります。

（４）でございますけれども、議長は、その要求を委員会から受けたときは、速やかに記録所有者に要求書を送付する義務があるというふうな規定でございます。

それから、（５）につきましては、記録所有者は期限までに記録を議長に提出する義務がございます。最後の行になりますけれども、提出の喚起にも応じないときには告発の対象にもなるというような規定がございます。いずれも記録の提出をあらかじめ委員会において議決をしていただく必要があるということがございます。

それから、証人出頭請求及び尋問でございます。

（１）といたしまして、選挙人及び関係人というのはどういうことかということで、記載しているところでございます。

それから、（２）でございますけれども、証人の出頭請求でございますけれども、委員会において意見を出していただいて、最終的に委員会として決定したときは、委員長名をもって議長に請求をし、議長が議長名をもって当人に対し郵送または直接伝えるというところでございます。これは、先ほども申し上げましたように、先ほどは記録もそうですけれども、この証人の出頭についても、その請求を受ければ出頭する義務を負うということになります。出頭請求に対し必要なしとこれを拒否することはできないというふうにされております。あらかじめその要求の際に、尋問事項の要領、どういうことを尋問するかという内容ですね、そういうもの、それから、正当な理由がなくて出頭しないとき、記録を提出しないときなどは処罰されることも書面に記載した上で請求する、要求するということになります。

（３）では、この出頭の請求は、あくまで到達主義であるということが記載してございます。

（４）では、公示送達によることもできるとなっております。

（５）でございますけれども、こちらは、出頭を求められた場合には、法律上の強制力の伴う出頭義務を負うということになりますので、必ず出頭しなければならないということで、民事訴訟法の準用規定をしているところでございます。

それから、（６）でございますけれども、証人出頭に基づく調査でございます。調査の流れをそこにお示ししてございますけれども、証人が出席した後、尋問に入るまでの順序でございます。ア）、イ）、ウ）というふうを示されておりますけれども、最初に、委員長において宣誓の趣旨を説明し、偽証の罪

も告げなければならないというふうな規定がございます。それから、イ)でございますけれども、宣誓は起立して厳粛に行わなければならない。ウ)でございます。宣誓は、証人に宣誓書を朗読させ、かつこれに署名押印させて行うという規定です。そういう流れになってございます。

それから、②でございますけれども、証人の宣誓免除についての規定もございまして、ア)、イ)、ウ)と例示されているところでございます。

それから、証人の宣誓の拒絶もでございます。この場合は、刑事上の訴追または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、または証言がこれらの者の名誉を害する事項に関するときは、証言を拒むことができるというものでございます。

それから、(7)でございますけれども、証人の尋問でございますけれども、冒頭に人定尋問、証人に対しての氏名、住所、職業、生年月日等を尋ねるものでございますけれども、これを最初に行うのが原則となっております。証人は、自己の体験、経験によって知り得た過去の事実について陳述することとなりまして、この発言が証言というふうになってございます。したがって、発言に主観、意見は入り得ないこと、入ってはならないものであるというふうになってございます。ここに100条調査の目的も付してございますけれども、事実の有無、真相の究明であり、事実関係を確定するのが調査の狙いであるというふうになってございます。

(8)には証人尋問に関する委員会の進行、先ほどとちょっと重複する部分がございますけれども、委員長が開会を宣告し、調査を行う旨を述べまして、証人の出席を求めることを述べていただきます。その後、委員長が証人に対し宣誓拒否、証言拒否ができる旨を、あるいは罰則がある旨を述べます。それから、委員長が証人に宣誓を求めて、全員が起立をして、宣誓書に署名・捺印をするという流れでございまして。それから、先ほどの人定尋問ということに入っていきます。それから、⑥にありますけれども、委員長が委員会で決定した共通事項を尋問する。共通事項尋問というふうに言っておりますけれども、共通事項を尋問しまして、委員長の尋問の後、委員が共通事項以外の尋問をするという流れになってございます。その後、委員長において証人に退席を促すというのが、証人尋問の委員会の流れというふうになっております。

この尋問に当たりましては、委員長が最初に共通事項について尋問を行うということは、各委員が同じような尋問を避け、能率的な運営をするためであるということでございます。このために、証人が出席する前までに、委員会での共通の尋問事項について協議決定しておくことが望ましいというふうなことでございます。

委員長尋問に続いて委員が尋問するが、次の点に留意するということで、例示がされております。1つとして、委員長が共通事項として尋問したことは尋問しない。2つとして、委員の尋問順序を決めておく。委員間の不公平をなくすために、1人当たり尋問時間を決定しておく。この場合は、特に委員長は尋問時間を厳守するように委員に要望するというふうにも書いてございます。それから、委員は証言を求める事項の範囲を超えてはならない。最初に出頭要求に記載してある範囲を超えてはならない。それから、⑤にありますけれども、100条調査の場合は、とかく証人に対して威圧的になりがちである

と。委員会は実態を解明することを目的とするので、検察庁や警察署の被疑者に対する捜査のようであってはならないというふうにも言ってごさいます。それから、尋問を聞いて、他の議員が関連尋問を要求することがありますけれども、取り扱いはこれは慎重にするということで、注意事項も記載しているところでごさいます。

それから、(10)でありますけれども、尋問における民事訴訟法の準用でごさいます。それを準用いたしまして、この中では裁判長でありますけれども、質問を制限できる事項も列挙しているところでごさいます。それにありますけれども、証人を侮辱したり困惑させるような質問、あるいは誘導質問や、既にした質問と重複するような質問、争点と関係ない質問、意見の陳述を求める質問、それから、証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める質問などは、制限することができるというふうなものでごさいます。

それから、証人に対する注意事項といたしまして、証人は記憶をもとに証言するものであるから、メモ等の持参は認められないのが原則となっております。委員長の許可により、証言に必要な最小限のメモは持参することができるということでごさいます。原則としては、あくまで記憶をもとの証言ということが原則でごさいます。そのほか、メモ等をもし許可された場合の取り扱いについてであります。そのところに書いてごさいます。それから、⑤でごさいますけれども、証人は尋問されたことに応えることが求められているだけなので、委員に反論することや質問することは認められない。ただし、尋問内容が不明確であったり、それを明確にするための発言は当然に認められると言われております。それから、複数人の証言が食い違うような場合には、複数の証人を同席させて尋問するということもできると言われております。

それから、公務員の証言でごさいます。公務員を証人として喚問することはできるとされておりました。ただ、次のような制約があるとされております。先ほど地方自治法の項目にもありましたけれども、(1)でごさいますけれども、職務上の秘密に属するものであると申し立てを受けた場合は、当該官公署の承認がなければ証言、記録の提出を請求できないというふうなことでごさいます。

当該官公署が承認を拒否するときは、その理由を説明しなければならない。理由を示さなければいけないということでごさいます。

(3)といたしまして、議会は説明に理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言または記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができるとなっております。

それを受けまして、当該官公署が20日以内に声明をしないときには、証言または記録の提出をしなければならないというふうな規定でごさいます。

(5)として、20日以内に声明をするときは、官公署の長が文書で議長に対し声明書を提出することを指しているということでごさいます。

(6)に示されておりますけれども、声明書を議長に提出したときは、議会がその内容に不満足であっても、これ以上対抗する手段を持たないというふうにもされているところでごさいます。

それから(7)でごさいますけれども、こちらは、100条調査権と公務員の守秘義務の関係について

て記載をしているところでございます。

それから、告発でございます。告発の手続でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、地方議会の100条調査で告発の対象にできますのは、先ほどもありましたが、例示しております、ア)、イ)、ウ)、エ)と4つありますけれども、正当な理由なく出頭しないとき、正当な理由なく記録を提出しないとき、それから正当な理由なく証言を拒否したとき、宣誓した証人が虚偽の証言をしたときというふうになってございます。

これにあたりましては、告発の時期は決定されていないので、いつ告発してもよいというような行政実例が出されております。

それから④なんですけれども、委員会、本会議における告発は、過半数の議決で決まっていくということで、委員会だけの告発の議決ではございません。あくまで議会として、本会議における過半数の議決で告発をする意思決定がなされるというところでございます。

それから、⑧でございますけれども、議会が告発を可決した場合、議長は速やかに告発する義務を負うという規定がされているところでございます。

それから、先ほどの出頭拒否したとき、出頭拒否の項目でございますけれども、2つのケースがあると。出頭拒否した場合の告発をするケースには、証人から不出頭、出頭しない旨の通知がなく出頭しない場合、それから、出頭しない理由が正当な理由でないとした場合は、告発をするというふうなところでございます。これについても、あくまで本会議のほうの議決でこれが決まるということでございます。

③で、「出頭しない正当な理由とは、例えば」ということで書いてありますが、病気、長期旅行、公務、交通事故、家族の慶弔等が考えられるというふうな例が示されているところでございます。

④で、軽易なものは該当しないというふうにも言われているところでございます。

それから、(3)証言拒否でございますけれども、証人が証言を拒否できますのは、1つとして、証人または証人の配偶者等に刑事上の訴追または処罰を招くおそれがある場合や、これらの者の名誉を害する場合などがあります。それから、ウ)にもありますけれども、公務員の職務上の秘密について尋問を受けた場合ということで、拒否できるというふうになされているところでございます。手続は先ほど記載してあるとおりでございます。

ただし、この正当な理由がある場合、拒否できるわけでございまして、理由がないとして尋問することはできるわけでございまして、この場合、証人が正当な理由があるとして証言を拒否した場合、告発の対象になるというような規定がございます。

それから、虚偽の証言、これについては、虚偽の証言といいますのは、証人が経験した事実と異なることを故意に証言することをいうものでございまして、記憶が事実と異なっている場合は、その記憶を指すものですので、証言が事実と異なっても、虚偽の証言にはならないというところでございます。

それから、記録の提出拒否についても告発の対象となっております。こちらについても、正当な理由がない場合は、告発の対象ということになっております。

それから、最終的に、一番下でございます。調査報告書の提出ということで、この委員会としましては、調査が終了したときは、調査の経過と結果をまとめ、委員会で議決をし、その後、本会議で委員長が報告をし、調査終了の議決を行うというのが流れとなっているところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（山本 進君） ただいま事務局より、地方自治法第100条に基づく調査権について説明があったわけでございますが、本件につきましてご質問等がございましたら、挙手によりこれを許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、次に、不適切文書作成に関する調査特別委員会の運営について、ご協議をいただきたいと思っております。お手元に運営についての委員長試案をお配りしてございますので、ご協議をいただきたいと思っております。私より説明申し上げます。

資料3をごらんください。不適切文書作成に関する調査特別委員会の運営についてでございます。読み上げてまいります。

1. 調査事項。不適切な文書が作成され特定の議員及び特定の市民に提供されたことに関する、一連の事務処理及びそれに至った経緯。

①平成30年6月19日付で処分がなされた、都市建設部における不適切文書作成の案件について。

②平成30年6月19日付で処分がなされた、一部事務組合業務に関する不適切文書作成の案件について。

2. 調査権限。地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限。

3. 調査期間。1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

4. 調査経費。本調査に要する経費は、50万円以内とする。

5. 委員会のスケジュール。

①平成30年第4回定例会での報告を目途とし、10回程度の開催とする。

②市民・報道関係への開催周知について配慮し、ホームページへの掲載のほか、記者クラブへのプレスリリースを行うこととする。

6. 委員会の開催場所。

①委員会は、原則として第1委員会室において開催する。

②机の配置は、別紙のとおりとする。

③証人等の控室は、証人同士が同席しないことを基本に調整する。

7. 委員会の基本的な運営方針。

①石岡市議会委員会条例第37条第1項に基づき、会議は原則として公開とする。

②委員会の運営にあたり、委員の意見調整を行う場合は非公開とする。

③委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

④傍聴への対応。

ア. 石岡市議会委員会傍聴規則第6条第2項に基づき、傍聴席を27席用意し、そのうち7席は報道関係者席とする。

イ. 定員を超えた場合については、別室での音声聴取を認めるなど、配慮をする。

ウ. 委員会に配布された資料は傍聴者には配布しない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

エ. 報道関係の取材は委員長が対応する。

オ. 傍聴人による撮影及び録音はこれを認めない。ただし、委員長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

8. 記録の提出。これは地方自治法第100条第1項及び第10項によるものであります。

①記録の提出は、委員会で協議し決定する。

②委員長は、委員会が記録の提出を決定した場合は、速やかに議長へ記録提出要求書を提出する。

③議長は、委員長から記録提出要求書の提出を受けた場合、記録提出請求書を提出者に対し、少なくとも提出期限の1週間前までに通知する。

④提出された記録の取扱いは、提出者の意見を聴いた上で、その写しを委員のみに配布する。委員は、配布された記録等に個人情報等が含まれているため、その取扱いには細心の注意を払う。

⑤記録の返還は、調査終了後に行う。

9. 証人の出頭。

①証人の出頭は、委員会で協議し決定する。

②委員長は、委員会が証人の出頭を決定した場合は、速やかに議長へ出頭請求書を提出する。

③議長は、委員長から出頭請求書の提出を受けた場合、出頭請求書を証人に対し、少なくとも証人喚問の日の1週間前までには通知する。

④証人の補助者同伴の申し出がある場合は、証人は補助者同伴願を提出し、委員会の許可を得る。補助者は証人1人につき1人までとし、補助者は委員会において発言はできない。

10. 証人の尋問。

①証人尋問は、真実を述べることで有益な結論を得るための手段であるので、各委員は証人の人権の尊重に配慮し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。

②証人の宣誓の際は、会議室内にいる者全員（事務局・傍聴者を含む）が起立する。

③証人は宣誓後、宣誓書に署名・捺印する。

④尋問の時間は、証人1人あたり概ね1時間程度を目安とする。

⑤尋問は最初に委員長から人定尋問を行い、次に、委員長から共通事項尋問を15分程度行う。その後、共通事項以外の補足尋問を各委員が10分程度行う。なお、発言時間の延長や発言順序は、委員長の議事整理権に委ねる。

⑥尋問の方法は一問一答方式とする。

⑦証人は、記憶に基づいて証言することを原則とし、資料等の持参は認めない。ただし、委員会の議

決により認められた場合はこの限りではない。なお、メモをとる場合は委員長の許可を要する。

⑧証人は、補助者に相談したいときは、委員長の許可を要する。その際の補助者の助言は口頭による助言を原則とする。

⑨委員は、民事訴訟法の証人尋問に関する事項を了知する。

1 1. 参考人の招致。

①委員会においては、必要に応じて参考人制度を活用する。

1 2. 会議録の調製。

①会議録は全文記録とする。

②原則として、次回委員会までに会議録を調製する。

③会議録は原則として公開する。ただし会議を非公開とした場合は公開しない。

1 3. その他。委員会運営上必要な事項について疑義が生じた場合は、委員会においてその都度協議する。

以上であります。

ただいまの件について、委員の皆様のご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、ここでお諮りします。

本件については、お手元の案のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。本委員会の運営については、ただいま決したとおりでございます。ご承知おきお願いいたします。

次に、今後の調査についてでございます。

まず、今後の調査を進めるにあたり必要となる資料、記録についてであります。

今回の調査案件でございます不適切文書作成に関係し、市職員が処分された旨、石岡市総務部総務課より議員に対して平成30年6月19日に報告がなされ、同日報道機関に公表がなされました。お手元には、そのときのプレスリリースを配布させていただきましたので、ご確認を願います。

まずは、これらの処分理由にございます中から、存在が推測できる記録の提出を求めることになろうかと思えます。

私といたしましては、

1. 平成29年12月に議員からの依頼により作成した作成予定のなかった文書。
2. 議員からの依頼があったことが確認できる記録。
3. 必要な手続を踏んでいないことが確認できる記録。
4. 議員に提供したことが確認できる記録。
5. 加筆され、地区に配布された文書。
6. 市民からの依頼があったことが確認できる記録。

7. 作成権限がないにもかかわらず、派遣当時の役職名及び当時の日付にさかのぼって作成した文書。
8. 市民に提供したことが確認できる記録。
9. 処分を決定した石岡市職員分限懲戒等審査委員会の会議録。

これら9点の記録の提出と、これらの事案に直接的または間接的にかかわった可能性もあることから、平成30年度より過去3年分の都市建設部及び八郷総合支所の職員名簿についても提出を求めたいと思いますが、本件について委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、ここでお諮りいたします。

先ほどの記録について、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、次回委員会の1週間前までに記録の提出を求めることとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、参考人または証人の出頭についてですが、今回の案件については、不適切文書の作成で処分された職員を呼び、事実の確認をする必要があるため、まずは公表されている被処分者を証人として出頭を求めていきたいと考えております。

公表されている所属、職名等から現時点で明確に判断できる者としては、〇〇〇〇都市建設部参事、〇〇〇〇総務部次長、〇〇〇〇八郷総合支所長の3名でございます。

また、被処分者としてもう1名、都市建設部課長がおりますが、都市建設部の課長級職員は複数人おります。しかしながら、これまでに明らかになった情報から推測をいたしますと、市の公園管理を所管する〇〇〇〇都市計画課長に証言を求めてはどうかと思います。

以上の4名を証人として次回の委員会へ出頭を求めたいと思いますが、本件について委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、お諮りいたします。

先ほどの4名について、地方自治法第100条第1項に基づき、次回委員会に出頭するよう請求したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、証言を求める事項についてでございます。証人には議長から当委員会への証人出頭請求書を送付いたしますが、その際、証人に対してどのようなことについて証言を求めるのか、あらかじめ証言を求める事項を通知する必要があります。

本件について、私から質問事項の案をお示しさせていただきます。

1. 不適切文書作成の経緯について。

2. 組織としての不適切文書作成への関わりについて。

3. 個人情報保護への認識について。

4. 公務員としての自覚について。

以上でございます。

委員会の皆様のご意見、ご質問等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、ここでお諮りいたします。

本件については、先ほどの案のとおりとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、出頭すべき日時につきましては、〇〇〇〇証人については次回委員会の午前10時15分とし、

〇〇〇〇証人については同日午前11時15分、〇〇〇〇証人については同日午後1時30分、〇〇〇

〇証人については同日午後2時30分としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、次回委員会についてですが、8月8日水曜日午前10時より会議を行いたいと思います。つきましては、先ほど決しました記録提出要求については8月1日水曜日までの提出とし、証人の出頭日時については、それぞれ8月8日水曜日の、先ほど決しました時刻といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。なお、次回委員会では、冒頭に提出された記録の確認、続いて証人の尋問を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、その他の件で何か発言がございましたら、挙手によりお願ひいたします。

石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 1点だけ確認をさせていただきます。今回、事前に書類の請求をするということで、次回の委員会の1週間前までに期限を切って提出を求めるということでありますけれども、提出があった時点で、事前にその資料を委員のほうに配付するというお考えはあるかどうか、お伺ひいたします。

○委員長（山本 進君） 私の私見であります。委員会開催前に委員間での協議を持ちたい。時間をもちたいと思います。よろしいですか。

〔「委員会開催前」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） 開催前。次回開催は8月8日午前10時ということで、先ほど皆さんにご承認いただきましたので、例えば当日9時ないし9時半にということで、委員間で事前協議をしたいと考えます。

〔「はい、了解しました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） それでは、ないようですので、以上で本日の調査特別委員会を閉会いたします。

長時間お疲れさまでした。

午前10時45分閉会

石岡市議会委員会条例第60条の規定により署名する。

委員長 山本 進